

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
若者お悩み相談 (新規)	祝日を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッフによる相談
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約 (内線182)、定員6人 (第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可 (同一案件での2回利用は除く)。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可 (内線182、185)
	毎週水曜日 (祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可 ☎(29)1401
行政相談	15(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可 (内線182)
司法書士相談	20(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約 (内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	30(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可 (内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ (内線471)
女性の悩み相談	①6(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②8(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③17(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約 (内線472)、女性カウンセラーによる相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可 ☎(24)3700
生活相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可 ☎(24)3700
保育士による育児相談	第2・4月曜日 (祝日は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館) 2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可 (内線204)
家庭児童相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可 (内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可 (内線206、279)
子育て相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ ☎(25)0666
健康相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、市役所2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可 (内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	7/5(月)、8/5(木)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可 (内線431)
商工相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	14(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消費生活相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ (内線186、188)、専門相談員による相談、消費者ホットライン ☎(局番なし)188
就労支援相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
お出かけ就労支援相談	27(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
若者の就労相談	月～金曜日 (祝日は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション (常盤町三丁目17の501) ☎(26)9441
労働相談	8(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可 (内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先 (相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。 問い合わせ (内線481)
引きこもり相談	29(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約 ☎(26)8056、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日 (祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可 (内線363、364)
もの忘れ医療介護相談	7/7(水)、21(水)、8/4(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約 (内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 ☎(25)8264 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分 (ただし、祝日は休み)



講座・催し

認知症介護家族の交流会

㊦7月28日(水)、午後1時30分～3時30分

場保健センター

㊨薬剤師による薬の話、情報交換会
㊩市内在住で認知症の人を介護している家族（認知症の人が市内在住の場合も可）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定20人 ㊫無料

㊭7月6日(火)～26日(月)に、高齢介護課（内線196）へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

認知症サポーター集まれ！

㊦7月21日(水)、午前10時30分～11時30分

場エコール・ロゼ

㊨認知症サポーター養成講座を受講したことがある人

定15人 ㊫無料

㊭7月6日(火)～19日(月)に、メールで件名に座談会、本文に住所、氏名、電話番号を明記し、高齢介護課〔(内線196)・Eメールkai gohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（申し込み先着順、電話申し込み可）



上下水道

水道管の更新工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながる水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管（耐震管）へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などの発生、交通規制、振動・騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

㊮水道工務課（内線252、256）

悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりでウイルスの除去を持ち掛けて水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管や下水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、宅内の水道管・下水道管の清掃などをすることはありません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。「だまされたかな」と思われる人は消費生活相談をご利用ください。

㊮上下水道総務課（内線254）、市消費生活センター（内線186）



募集

府警察官（巡査）採用試験

第1次選考 9月20日(祝)

受付期間 7月1日(木)～

応募資格 18歳以上33歳以下の人
※選考方法により申し込み方法や締切日が異なります。詳しくは、府警察ウェブサイト〔<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/>〕をご覧ください。
㊮府警察官採用センター〔☎0120(370)314〕

自衛官募集

①航空学生（各種航空機のパイロット等の養成）

②一般曹候補生（非任期制。陸・海・空各部隊の中核となる「曹」の養成）

③自衛官候補生（任期制。入隊3カ月後に2等陸・海・空士に任用）

応募資格 ①日本国籍を有する高卒者または高専3年修了者（いずれも見込み含む）で、海上自衛隊は18歳以上23歳未満、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の人、②③日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 ①は7月1日(木)～9月9日(木)、②は7月1日(木)～9月6日(月)
※③は年間を通じて受け付け。

㊮自衛隊富田林地域事務所〔☎(24)3799・FAX(24)3999〕

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠

※広告の問い合わせは、株式会社ホープ〔☎092(716)1401・FAX092(716)1467〕へ



国民年金

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が免除または猶予されることがあります。

受付開始 7月1日(木)～

免除期間 申請月の2年1カ月前から翌年6月まで

※保険料全額免除または納付猶予(一部納付は除く)を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することをあらかじめ希望された場合、翌年度以降は改めて申請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳

※失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などが必要です。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】、保険年金課(内線153、154)



介護保険

介護保険料決定通知書を送付します

今年度の住民税が決定されたことを受けて、7月1日付で今年度の介護保険料を決定しましたの

で、65歳以上の人(第1号被保険者)に「介護保険料決定(更正)通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬までに送付します。

■介護保険料が変わりました

この度、3年に1度の介護保険料の見直しが行われ、介護給付費等の推計に基づき、令和3年度から保険料額が変わりました。

■納付が難しいときはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予が受けられることがありますので、納付が難しいときは、ご相談ください。

☎高齢介護課(内線175、176)

介護保険施設に入所(ショートステイ含む)する人へ

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)への入所・入院にかかる食事代、居住費(滞在費)は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては負担の軽減を受けることができます。

介護保険施設を利用する予定がある人は高齢介護課へ申請してください。更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

☎住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

・本人および配偶者の預貯金などが基準額以下の人

・配偶者が住民税非課税の人

☎印鑑、預貯金などが確認できる通帳などの写し(配偶者分も含む) ※令和3年8月の制度改正により、認定要件が変更となります。詳しくは、お問い合わせください。 ※適用開始日は申請月の初日からです。

※非課税年金(遺族年金や障がい年金)も収入として勘案されます。

☎高齢介護課(内線177、179)

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日(土)で有効期限が切れます。引き続き、要介護などの認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

■要介護認定を受けている65歳以上の人(第1号被保険者)の利用者負担割合

本人の合計所得金額	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額	負担割合
220万円以上	下記以外の場合	3割
	単身で340万円未満(年金収入のみ場合は344万円未満)または、2人以上で463万円未満の場合	2割
220万円未満 160万円以上	下記以外の場合	2割
	単身で280万円未満または、2人以上で346万円未満の場合	1割
160万円未満		1割

☎高齢介護課(内線177、179)



講座・催し

アンドロイド
Androidスマートフォン講習会～操作の基本・LINE・地図など～

◎8月10日(火)、17日(火)、24日(火)、午後2時～4時(全3回)

☎総合福祉会館

☎市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の人、障がい者手帳を有する人

☎10人

¥無料

☎Androidスマートフォン

☎7月6日(火)～12日(月)に、総合福祉会館へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)



保健医療

子育て

相談

くらし

暮らし



税

市税未納の人を対象に休日納付相談会を実施します

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。※当日、納付の受け付けはできません。

📅 7月11日(日)、午前9時～正午、午後1時～5時

📍 市役所地下902会議室

📄 納税通知書または催告書、本人確認書類

📞 7月9日(金)までに、収納管理課(内線121～124)へ

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修すると固定資産税が減額されます

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修(熱損失防止改修)し、一定の要件に適合する場合は改修後一定期間、固定資産税が減額されますので申告してください。

対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくは、お問い合わせください。

📞 課税課(内線113～115)

今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)・PayPay・LINE Payで納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へ

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



福祉

ヘルプマークを配布しています

本市では、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を配布しています。

ヘルプマークを身に着けた人を見つけた場合は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、配慮のある行動をお願いします。

📄 義足や人工関節を使用している人、内部障がい者や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人

📍 配布場所 障がい福祉課・金剛連絡所

📞 障がい福祉課(内線192、193)



国民健康保険

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している、70歳未満の人および70歳以上75歳未満の現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人が、保険診療を受けるときに、限度額適用認定証(市民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

※すでに認定証をお持ちの人も、有効期限が7月31日(土)までのため、更新の手続きが必要です。

申請に必要なもの

国民健康保険証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)、入院

時の領収書(令和2年8月以降の入院日数が90日を越えている人)、前住所地の市区町村が発行する世帯全員の令和3年度の所得証明書またはマイナンバーの確認ができるもの(令和3年1月2日以後に本市に転入した人)

📞 保険年金課(内線151、552)または金剛連絡所へ

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収の対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店、PayPay、LINE Payまたは市役所で納めていただくこととなります。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、預(貯)金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、保険料取扱金融機関または下記問い合わせ窓口で手続きをしてください。

また、市役所窓口にキャッシュカードを持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みをさせていただけるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

📞 国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)、後期高齢者医療保険料については福祉医療課(内線158、159)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。